

議案第 40 号

伊賀市個人情報保護条例の一部改正について

伊賀市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊賀市個人情報保護条例(平成 16 年伊賀市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第 39 条」を「第 40 条」に、「第 40 条」を「第 41 条」に、「第 41 条・第 42 条」を「第 42 条・第 43 条」に、「第 43 条—第 47 条」を「第 44 条—第 48 条」に、「第 48 条」を「第 49 条—第 53 条」に改める。

第 23 条第 1 項中「第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 47 条」を「第 38 条、第 39 条及び第 40 条」に改め、同条第 2 項中「第 37 条及び第 38 条」を「第 38 条及び第 39 条」に改める。

第 26 条の見出しを「(手数料等)」に改め、同条第 2 項中「実施機関が別に定めるところ」を「別表」に、「費用」を「手数料」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該写しの交付に要する手数料又は当該開示の実施に要する手数料を減額し、又は免除することができる。

5 郵送により行政情報の写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの若しくは電磁的記録媒体に複製したものの送付を求める者は、第 2 項及び第 3 項の規定による手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

第 26 条第 1 項中「除く」の次に「。第 5 項において同じ」を加え、「実施機関が別に定めるところ」を「別表」に、「費用」を「手数料」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に

第1項として次の1項を加える。

この条例に基づく行政情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る手数料は、無料とする。

「第3節 不服申立てに基づく諮問等」を「第3節 審査請求に基づく諮問等」に改める。

第48条を削る。

第4章中第47条を第48条とし、第43条から第46条までを1条ずつ繰り下げる。

第48条の次に次の5条を加える。

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 第13条第1項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第49条又は第50条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第53条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項又は第25条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第3章中第42条を第43条とし、第41条を第42条とする。

第2章第4節中第40条を第41条とする。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決

定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定」を「開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決」に改め、第2章第3節中同条を第40条とする。

第38条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第1号中「参加人」の次に「（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第39条とする。

第37条第1項中「又は利用停止等決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て」を「、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等を行うこととする場合

第37条第3項中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第37条を第38条とし、第2章第3節中同条の前に次の1条を加える。

（審査請求）

第37条 実施機関がした開示決定等又は開示請求に係る不作為（条例に基づく開示請求に

対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第26条関係）

区 分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3) 非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3	1及び2に掲げる場合以外のもの	作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 市以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の伊賀市個人情報保護条例の規定によりなされた処分又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。